

第8節 臨時財政対策債

1 臨時財政対策債の発行

(1) 平成12年度までは、基本的に財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還をそれぞれ国と地方が折半して負担する措置を講じてきた。

平成13年度の地方財政対策においては、これを見直し、国と地方の責任分担の更なる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化等を図るため、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については「地方財政法」第5条の特例となる地方債（「臨時財政対策債」という。）により補填措置を講じることとした。

この補填措置は、平成23年度の地方財政への対応においても、同様のルールにより行うこととされ、平成25年度までの間実施される。

（参考）

地方交付税の減少による影響、一般会計加算による国の歳出増等を勘案し、国負担、地方負担とも、平成13年度においてはその2分の1、平成14年度においてはその4分の1は従来の交付税特別会計借入金により補填する措置を講じた。

(2) また、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置する。これらを「地方交付税法」附則第6条の3第2項に定める制度改正として、法改正を行った。

(3) 臨時財政対策債は、投資的経費以外の経費にも充当できるものとし、地方財政法第5条の特例として、地方財政法の改正を行った。